

# 「地域・学校協力者会議」の構想について（H11 資料）

玉村町教育委員会

## 1 趣旨

平成14年度からの完全学校週五日制の実施に伴って、子どもの教育は、これまでの過度の学校依存の体質から、家庭・地域が共に責任と自覚を持ってあたるといふ大きな転換期にさしかかっている。

これからの子どもの教育は、全て学校に任せておけばいいという神話から脱却し、学校・家庭・地域が、それぞれ役割を分担しながら、社会全体として取り組むという教育的な風土づくりが重要であり、そのシステムをどのようにつくっていくのかが大きな課題である。

そのためには、学校は、これまで以上に保護者や地域社会に開かれることが重要であり、保護者や地域の声に耳を傾け、もっとオープンにしながら、一緒になって子どもの教育にあたることが大切である。

一方、地方分権、規制緩和の大きな流れの中であって、学校には、これまで以上に、子どもや地域の実態やニーズに対応して、自主的・自律的な特色ある学校づくりに向けた取組が求められている。そして、学校には、子どもの教育について直接責任をもつという観点から、「わが校」の教育改革をどのように推進していくかという主体的な取組が求められている。そのためには、わが校の教育改革にどういった理念や方針を持ち、それらを実現するために、家庭・地域にいかに幅広く理解と協力を求めていくかということが大きく問われているのである。

以上のことから、開かれた学校づくりを推進するための方策として、学校・家庭・地域の代表者が共に話し合える場づくりに取り組み、協力しあえるシステムを構築していく必要がある。したがって、この学校・地域協力者会議が、地域や保護者の声を聞く場、学校の取組を知ってもらう絶好の機会とすることが大切である。

## 2 構成員

それぞれの学校や地域の実態に応じて構成員を選出するが、概ね次の役職にある者等を構成員とする。

(1) 学校関係者（校長、教頭、教務主任、その他協議内容によって随時参加）

(2) 学校評議員（玉村町教育委員会が校長の推薦により委嘱）

ア 組織代表者

保護者代表、PTA役員経験者代表、区長会代表、子育て代表、

民生児童委員代表、児童館代表（小）、青少推代表（中）

イ 地域関係者（学校に関わりのある個人、団体等の代表者）

(3) その他の地域関係者（学校評議員以外、公募も含む）

(4) 子ども代表（生徒会本部役員等）

## 3 会議の開催及び内容

学期一回程度の会合を持ち、協議の内容は、それぞれの地域や学校の主体的な判断で行うが、概ね次のような内容について協議する。

- ・ 学校の教育理念、方針等の説明と質疑応答
- ・ 地域の協力を仰ぐ教育活動にかかわる協議
- ・ 学校に対する地域の要望、提言
- ・ 一年間の取組に関わる成果と課題 等

## 4 連絡協議会の実施

年2回の開催。それぞれの学校区の課題や町全体の地域と学校との連携について情報交換・協議等を行う。